

魚病検査機関に関する規程

1. 魚病検査機関の認定の概要

魚病検査機関としての認定は、希望する者の申請に対し、農林水産省消費・安全局による審査を踏まえ、魚病検査機関として適切であると認められる場合に行う。

魚病検査機関は輸出者の申請に基づき、魚病に係る検査を実施するものとする。

2. 魚病検査機関の認定申請

検査機関は、(1)に掲げる要件のすべてを備える者であり、(2)の申請書類の提出により、魚病検査機関として業務が実行できる旨の認定を受けることができる。

(1) 魚病検査機関としての要件

ア 魚病検査機関として適格である者として、次に掲げる事項を全て満たしているものであること

法人格を有すること

検査業務を行なう方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること

検査業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと

実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること

検査業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること

イ 検査申請を行なう者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たしているものであること

株式会社である場合にあっては、検査申請を行う者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと

役員に占める検査申請を行う者の役員又は職員(過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと

代表権を有する役員が、検査申請を行う者の役員又は職員(過去2年間に当該検査申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではない

こと

ウ 魚病に係る検査を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること

(2) 提出書類

別紙様式 8 の登録申請書

別添 4 の 2 . に掲げる検査手順に従って、適切に検査を実施できる体制を整えていることを示す下記に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況に関する資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社の場合は、主要な株主構成

キ 魚病検査にかかる人員及び設備に関する資料

ク 過去の魚病検査についての実績を示す資料

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のとおり先に提出すること

〒 1 0 0 - 8 9 5 0 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室 輸出担当

電話 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (内線 4 5 3 9)

0 3 - 6 7 4 4 - 2 1 0 5 (直通)

F A X 0 3 - 3 5 0 1 - 2 6 8 5

3 . 認定証の交付

農林水産省消費・安全局長は 2 . に基づいて申請があった場合、2 . (1) の要件を満たしているかを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせ、魚病検査機関として適切であると認められた場合、申請者に対して別紙様式 9 の認定書を交付する。

4 . 魚病検査機関への指導・検査

(1) 指導

畜水産安全管理課は、魚病検査機関に対し、魚病検査業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

畜水産安全管理課は、魚病検査機関に対し、魚病検査業務を適切に実施しているか確認する観点から、検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

農林水産省消費・安全局長は、魚病検査機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該魚病検査機関の認定の取消し等必要な措置を講ずることができる。

2.(1)に掲げる認定要件を備えていないと認められる場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく魚病検査を実施しなかった場合

検査業務を実施する上で不正行為があったと認められる場合

4.(2)の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

5. 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、魚病検査機関は、別紙様式10によりその旨農林水産省消費・安全局長あてに届け出るものとする。

また、魚病に係る検査機関がその認定の取消しを希望する場合は、別紙様式11に必要事項を記入の上、2.(3)のあて先に提出するものとする。